

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p style="text-align: center;">中分類83-医療業 総説</p> <p>この中分類には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号 835</p> <p style="text-align: center;">施術業</p> <p>8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師・柔道整復師の施術所 <u>国家資格を有して医業類似行為を業とする者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。</u> ○あん摩業; マッサージ業; 指圧業; はり業; きゆう業; 柔道整復業</p> <p>8352 療術業 <u>温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などによる医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。</u> ○太陽光線療法業; 温泉療法業; 催眠療法業; 視力回復センター; カイロプラクティック療法業; ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー(医業類似行為のもの); リフレクソロジー</p>	<p style="text-align: center;">中分類83-医療業 総説</p> <p>この中分類には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号 835</p> <p style="text-align: center;">療術業</p> <p>8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師・柔道整復師の施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 ○あん摩業; マッサージ業; 指圧業; はり業; きゆう業; 柔道整復業</p> <p>8359 その他の療術業 <u>温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などの医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。</u> ○太陽光線療法業; 温泉療法業; 催眠療法業; 視力回復センター; カイロプラクティック療法業; ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー(医業類似行為のもの); リフレクソロジー</p>	<p>「療術」は法律等には定義のないところであるが、『医業類似行為』には、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった国家資格が必要な施術のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれる。(※)とされ、「療術」が、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師及び柔道整復師以外の者が行う行為として引用される事例があり、「療術」を小分類において継続することにより、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師及び柔道整復師が行う「施術」との混同のおそれがある。そのため、小分類835の項目名「療術業」を「施術業」に変更する。</p> <p>また、小分類名称の変更に伴い、細分類8351と細分類8359を明確に区分するため、「その他の療術業」を「療術業」に修正し、細分類番号を8352に修正する。</p> <p>さらに、現行産業分類では細分類8359のみに「医業類似行為」と定義に記載されているが、細分類8351は「医業類似行為ではない」と誤認される恐れがあるため、細分類8351の定義に「国家資格を有して医業類似行為を業とする者である」の説明を追記する。</p> <p>※令和2年11月17日 総務省行政評価局勧告(勧告先:消費者庁、厚生労働省)消費者事故対策に関する行政評価・監視-医業類似行為等による事故の対策を中心として-結果報告書前書き(注)</p>

日本標準産業分類第14回改定案(P-医療,福祉)

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類84-保健衛生 総説</p> <p>この中分類には、保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>849 その他の保健衛生</p> <p>8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く) 国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関して感染症予防に必要な措置などを行う事業所をいう。 ○検疫所;検疫所支所;検疫所出張所 ×保健所[8411];動物検疫所[9731];植物防疫所[9731]</p> <p>8492 検査業 疫病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善などに必要な検査、試験を行う事業所をいう。 ○寄生虫卵検査業;水質検査業;食肉衛生検査所 ×衛生研究所(試験所)[7114];衛生検査所[8369]</p> <p>(削除)</p> <p>8499 他に分類されない保健衛生 他に分類されない保健衛生に関するサービスの提供を行う事業所をいう。 ○犬管理所;犬管理事務所</p>	<p>中分類84-保健衛生 総説</p> <p>この中分類には、保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>849 その他の保健衛生</p> <p>8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く) 国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関して感染症予防に必要な措置などを行う事業所をいう。 ○検疫所;検疫所支所;検疫所出張所 ×保健所[8411];動物検疫所[9731];植物防疫所[9731]</p> <p>8492 検査業 疫病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善などに必要な検査、試験を行う事業所をいう。 ○寄生虫卵検査業;水質検査業;食肉衛生検査所 ×衛生研究所(試験所)[7114];衛生検査所[8369]</p> <p>8493 消毒業 感染症の予防など保健衛生上必要な消毒を行う事業所をいう。 農作物の害虫駆除を行う事業所は大分類A-農業、林業[013]に、建物の消毒及び白ありなどの害虫駆除を行う事業所はR-サービス業(他に分類されないもの)[9229]に分類される。 ○物品消毒業;電話機消毒業 ×農作物害虫駆除業[013];建物の消毒・害虫駆除業[9229]</p> <p>8499 他に分類されない保健衛生 他に分類されない保健衛生に関するサービスの提供を行う事業所をいう。 ○犬管理所;犬管理事務所</p>	<p>大分類「R サービス業(他に分類されないもの)」に新設を検討している細分類「9295 ペストコントロール業」を前提に、現行の「8493 消毒業」に分類されるペストコントロール業は9295に移動し、「8493 消毒業」を廃止する。 この廃止に伴い、「8493 消毒業」の例示である「物品消毒業」及び「電話機消毒業」を「9295 ペストコントロール業」に移動する。 ただし、電話機は概念上、物品に含まれること、また、電話機消毒業を専業とする産業は極めて少ないと想定されるため、9295における例示は行わない。</p>